

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、平成9年8月から14年1月までの標準報酬月額を34万円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成9年8月から14年1月までの期間、同年8月及び同年9月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月1日から14年2月1日まで
② 平成14年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所にA社に勤務していた時の標準報酬月額について照会したところ、平成9年8月1日から14年2月1日までの期間について、手元の給与明細の給与支給額と大きく相違している記録となっていることが判明した。また、平成14年8月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険庁の記録と給与明細の額が相違していることが判明した。両期間の標準報酬月額の記録については、給与明細の保険料控除額に見合った額になっていないので、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年8月分、同年10月分、10年2月分から12年1月分まで、同年3月分から14年1月分まで、同年8月分及び同年9月分の給与明細書により、申立人の上記期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書を確認することのできない平成9年9月分、同年11月分から10年1月分までの期間及び12年2月分については、前後の給与明細書から、前後の月と同額の厚生年金保険料が事業主により給

与から控除されていたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額により、平成9年8月から14年1月までの標準報酬月額を34万円、報酬月額により、14年8月及び同年9月の標準報酬月額を36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、申立期間当時の事業主からは、給与の額に見合った届出をせず、給与から控除した厚生年金保険料を納付していなかったとの証言が得られたことから、事業主は給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成14年10月29日）及び資格取得日（15年1月23日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月29日から15年1月23日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成12年4月1日から16年6月1日までの期間のうち、14年10月29日から15年1月23日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。給与支給明細書では継続して給与から厚生年金保険料が天引きされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入状況について公共職業安定所に照会したところ、申立人は、A社において、平成12年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、16年5月31日に離職した旨の回答を得られたことから、申立人が申立期間を含めて、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された、申立期間当時の給与支給明細書（控）及び平成14年分の給与所得源泉徴収票並びにA社から提出された申立期間当時の給与支給明細書（控）から、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成14年10月から同年12月までの給与支給明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、国民年金の加入手続を行った昭和62年8月ごろに、妻の保険料と一緒にまとめてA市のB庁舎又はC庁舎内の銀行で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年8月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入年月日から、昭和63年6月ないし同年7月ころと考えられるため、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、妻の分と一緒に申立期間の保険料を納付したと主張しているが、その妻の昭和62年度の保険料が未納となっており、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 822 (事案 514 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 12 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 48 年に、元妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月までさかのぼった保険料として、元妻の保険料と合わせて、約 25 万円を A 町役場 (当時) において現金で納付した。A 町役場の職員に不正があったものと考えられ、一緒に納付した元妻の保険料も未納となるのは当然である。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 51 年 3 月 27 日から同年同月 29 日までの間と考えられ、この時点では、特例納付制度の実施期間ではないため、申立期間の保険料を一括納付できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立内容について、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情が認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの期間及び同年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から62年3月まで
② 昭和62年4月から平成3年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料が未納とされており、同年4月から平成3年3月までの期間について国民年金の未加入期間とされていた。

私は、20歳（昭和59年）当時は予備校生であり、昭和61年4月から平成3年3月までは学生であった。申立期間については、国民年金任意加入期間であったにもかかわらず、母が、昭和59年10月に国民年金の加入手続きを行い、毎月保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間①の保険料が未納とされていること及び申立期間②について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成3年4月であると考えられ、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その母が、昭和59年10月に国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間②について学生であったことによる合算対象期間（カラ期間）であるため、申立期間②においては国民年金被保険者資格を有しておらず、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはな

いとしており、事実、両申立期間の保険料について、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から同年 8 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 2 月から同年 8 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

当時はライター製造過程のプレス加工業務を行っており、工作中にプレスでけがをし、B医院に通院したことを覚えている。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した 12 人に照会したところ、10 人から回答が得られたが、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。また、自身の勤務開始時期について具体的な回答が得られた 4 人は、その記憶する勤務開始時期より 1 か月ないし 3 年程度後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、さらに、そのうちの一人から、申立人と同条件の仕事をしていたとして名前が挙げられた者は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことが確認できたことから、申立期間当時、A社においては、必ずしも従業員全員を一律に、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立期間当時のA社の事業主は既に他界しているため、証言を得ることができない上、申立人が同社の後継会社であると主張するC社に照会したものの、A社当時の関係資料については残存していない旨の回答を得ており、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。